

埼玉県訪問系介護事業所における複数訪問費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、訪問介護等を行う事業者（以下「事業者」という。）が、利用者等からの暴力行為等に対応するため、複数訪問による訪問介護等を行い、利用者等の同意を得られず介護報酬の加算等が適用できない場合において、複数訪問を行う事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力行為等 第9条の規定による補助金の交付申請（以下「交付申請」という。）を行った日（以下「申請日」という。）の属する年度に県が別に定める訪問系介護事業所における複数訪問費用補助金事前協議に係る実施要領（以下「県要領」という。）で規定する暴力行為等をいう。
- (2) 複数訪問 複数名の訪問者等による訪問介護等をいう。
- (3) 訪問介護等 指定居宅サービスに該当する訪問介護若しくは訪問看護又は指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護をいう。
- (4) 訪問者等 県要領で定める訪問者等をいう。
- (5) 利用者 訪問介護等の利用者をいう。
- (6) 利用者等 利用者又はその家族及び同居人をいう。
- (7) 介護報酬の加算等 次のアからウまでのいずれかに掲げる規定により、介護サービス費用に係る単位数を算定又は加算することをいう。
 - ア 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）別表第1項の訪問介護費の注6
 - イ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表第3項の訪問看護費の注4
 - ウ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）別表第2項の介護予防訪問看護費の注3

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、県内に所在する訪問介護等を行う事業所を設置している事業者であって、次条に規定する補助対象事業を行うものとする。

2 前項の事業者には、複数訪問を複数の事業者が共同して行う場合の主たる事業者を含む。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、複数訪問を行うための事業であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 利用者等による暴力行為等から訪問者等の安全を確保するため、複数訪問が必要であると知事が認めること。
- (2) 複数訪問を行うことに利用者等の同意が得られないことについて相当の理由があり、介護報酬の加算等が適用できないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、補助対象事業に係る経費であって、国、他の地方公共団体等から類似の補助金等の交付を受けていないものに限る。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表第1欄に定めるサービス種類に応じて、第2欄に定める補助基準額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算出して得た補助金の額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請に係る事前協議)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請を行う前に、知事に協議しなければならない。

2 前項の規定による協議に必要な手続は、知事が別に定めるものとする。

(補助金の内示)

第8条 知事は、前条の書類の提出を受けたときは、これを審査の上、補助しようとする金額を算定するとともに、当該書類を提出した者に対してあらかじめ補助しようとする金額を内示するものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 前条の内示を受けた者（以下「内示決定者」という。）は、様式第1号による交付申請書に次に掲げる書類を添えて、申請日の属する年度の末日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業計画内訳書
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第10条 知事は、内示決定者から前条の交付申請書の提出を受けたときは、これを審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を様式第2号による交付決定通知書により、当該内示決定者に通知するものとする。

2 知事は、補助金を交付しないことを決定した場合には、様式第3号により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該補助金の交付決定に係る補助対象事業が完了したときは、当該対象事業が完了した日の翌日から起算して2週間以内又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに様式第4号による実績報告書に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

- (1) 事業実績内訳書
- (2) 複数訪問を行った日が記載された書面
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、交付決定者から前条の実績報告書の提出を受けたときは、これを審査の上、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第5号による補助金確定通知書により、速やかに交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第13条 交付決定者は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定したときは、速やかに請求書を提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、知事は速やかに補助金を当該交付決定者に支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 知事は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他知事が適当でないと認めたとき。

2 知事は、前項の規定により交付の決定の取消しを行った場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行し、令和4年11月1日以降に行われた補助対象事業に係る補助金の交付について適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

1 サービス種類	2 補助基準額		3 補助率
訪問看護	30 分未満	2,540 円／回	10 分の 9
	30 分以上	4,020 円／回	
訪問看護 （看護補助者が同行 する場合）	30 分未満	2,010 円／回	
	30 分以上	3,170 円／回	
介護予防訪問看護	30 分未満	2,540 円／回	
	30 分以上	4,020 円／回	
介護予防訪問看護 （看護補助者が同行 する場合）	30 分未満	2,010 円／回	
	30 分以上	3,170 円／回	
訪問介護 （身体介護が中心で ある場合）	20 分未満	1,630 円／回	
	20 分以上 30 分未満	2,440 円／回	
	30 分以上	3,870 円／回	
訪問介護 （生活援助が中心で ある場合）	45 分未満	1,790 円／回	
	45 分以上	2,200 円／回	